

## 用語の解説

### 《世帯が所有する土地》

#### ○所有土地

所有土地とは、調査期日（調査年の1月1日）現在、世帯員の名義で所有する土地をいい、共有の場合を含む。また、最近取得した土地で、登記がまだ済んでいない場合や分割払いなどで支払いの完了していない場合も、所有土地に含む。単身赴任などで3か月以上不在の配偶者と一緒に住んでいても生計を別にしていない親などの名義となっている場合、及び会社名義となっている場合は所有土地に含めない。

#### ○土地の種類

世帯が所有している土地の種類を、現況により次のように区分している。

##### ＜現住居の敷地＞

世帯が居住している住宅又は建物の敷地。

一戸建住宅の場合は建坪ではなくその敷地全体を、共同住宅や長屋建住宅の場合はむね全体の敷地ではなく住んでいる住宅の敷地相当分（区分所有分）を現住居の敷地とした。

なお、工場・事務所などと同じ構内に住宅がある場合は、工場・事務所などの敷地相当分を除いた部分を現住居の敷地とし、工場・事務所などの敷地相当分については、現住居の敷地以外の土地に区分した。

##### ＜現住居の敷地以外の土地＞

##### 「農地・山林」

世帯が所有している田、畑、果樹園、牧場、山林をいう。

##### 「宅地など」

世帯が現在居住している住宅の敷地又は住宅以外の建物の敷地のほかに所有している住宅用地、事業用地、原野、荒地、湖沼などの農地・山林以外の土地をいう。

#### ○現住居の敷地の所有状況

世帯における現住居の敷地の所有状況を次のとおり区分している。

なお、分譲マンションなどで、建物の各住宅の持分（区分所有分）に応じて建物全体の敷地の一部を所有している場合は、その世帯の持分に相当する敷地の所有形態とした。

##### 「現住居の敷地を所有している」

##### ◇世帯員の単独所有又は世帯員同士の共有

世帯の世帯員のいずれか一名の名義となっている場合又はその世帯の世帯員同士の共有名義となっている場合。

##### ◇他の世帯の世帯員又は法人などと共有

世帯の世帯員と他の世帯の世帯員（住居又は生計を共にしていない親族、友人や知人、同僚など）又は会社・法人などとの共有名義となっている場合。

##### 「現住居の敷地を所有していない」

##### ◇住居又は生計を共にしていない親族又は法人など

住居又は生計をともにしていない親族（配偶者、親、祖父母、子、伯父・叔母、甥・姪、兄弟姉妹など）や親族以外の人又は会社などの法人が名義人となっている場合。

### ◇借地・その他

世帯の世帯員以外の者が所有している場合（一般の借地権、定期借地権など）、アパートや一戸建・長屋建の借家に住んでいて、その敷地について所有権又は借地権のいずれもない場合。

### ○所有形態

現住居の敷地、現住居の敷地以外の宅地などの所有形態を次のとおり区分している。

なお、分譲マンションなどで、建物の各住宅の持分（区分所有分）に応じて建物全体の敷地の一部を所有している場合は、その世帯の持分に相当する敷地の所有形態とした。

#### 「世帯員の単独所有又は世帯員同士の共有」

世帯の世帯員のいずれかの名義となっている場合又はその世帯の世帯員同士の共有名義となっている場合。

#### 「他の世帯の世帯員又は法人などと共有」

世帯の世帯員と他の世帯の世帯員（住居又は生計を共にしていない親族、友人や知人、同僚など）又は会社・法人などとの共有名義となっている場合。

### ○現住居の敷地以外の宅地などの所有件数

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数を次のとおり集計している。

連続した1区画を1件として集計している。ただし、連続した1区画であっても、所有形態が異なる場合や、公道や河川などによって区切られている場合は、それぞれを1件とした。

### ○土地所有面積

現住居の敷地については、世帯の世帯員が一部でも所有している場合の敷地全体の面積をい

う（世帯員の「持ち分」以外の面積を含む）。

現住居の敷地以外の土地については、所有している世帯の世帯員の「持ち分」の面積の合計をいう。

### ○所有土地の所在地

世帯が所有している土地の所在地を次のとおり区分している。

#### 「自都道府県」

所有している土地の所在地が居住地と同じ都道府県の場合。

#### 「自市区町村」

所有している土地の所在地が居住地と同じ市区町村の場合。

### ○取得時期

現住居の敷地、現住居の敷地以外の宅地などを買ったり、譲り受けたり、相続した時期をいう。なお、借りていた宅地などを買った場合には、買った時期をいう。また、土地を何回かにわたって継ぎ足しながら取得したような場合は、面積の最も大きな部分を取得した時期とした。

### ○取得方法

現住居の敷地、現住居の敷地以外の宅地などの取得方法を次のとおり区分した。

なお、宅地などを購入した場合は、仲介者ではなく、宅地などを買った直接の相手方により区分した。複数の方法によって取得した場合は、面積の最も大きな部分を取得した方法とした。

#### 「国・都道府県・市区町村から購入」

国・都道府県・市区町村の所有する宅地などを買った場合。

#### 「会社・都市再生機構・公社などの法人から

### 購入」

一般の会社などの所有する土地や、都市再生機構（UR）又は都道府県や市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社・開発協会などの所有する土地を買った場合。

### 「個人から購入」

個人の所有する宅地などを買った場合。

### 「相続・贈与で取得」

相続や贈与によって宅地などを取得した場合。

### 「その他」

上記以外で、例えば、土地の等価交換をした場合や法人以外の団体の所有する土地を買った場合。

## ○現住居敷地の利用現況

現住居の敷地について、その主な利用現況を次のとおり区分している。

### 「一戸建」

一つの建物が1住宅であるもの。

### 「長屋建住宅」

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別に外部への出入口を有しているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

### 「共同住宅」

一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共有しているものや、二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」とした。

### 「その他」

上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合。

## ○現住居の敷地以外の宅地などの利用現況

現住居の敷地以外の宅地などについて、その主な利用現況を次のとおり区分した。

なお、宅地などを貸している場合（無償を含む）は、貸している土地がどのように利用されているかを区分した。

## ＜主に建物の敷地として利用＞

### 「一戸建専用住宅」

一戸建住宅のうち、居住の目的だけに建てられた住宅。

### 「一戸建店舗等併用住宅」

一戸建住宅のうち、店舗、作業場、事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住部分とが結合している住宅。

### 「共同住宅・長屋建住宅」

アパート・マンションなどの共同住宅、テラスハウスなどの長屋建住宅。

### 「事務所・店舗」

事務所、営業所、商店、飲食店、喫茶店など。

### 「工場・倉庫」

工場、作業所、鉱業所や倉庫、貯蔵庫、蔵など。

### 「ビル型駐車場」

屋根、柱、壁などで構成された複数階から成る駐車場（リフト式・ゴンドラ式のタワー型駐車場を含む）としてのみ使用される建物。

なお、1 階だけの建物であっても、屋根、柱、壁などが堅固に建てられたものは含む。

#### 「その他の建物」

上記以外の建物

### ＜主に建物の敷地以外に利用＞

#### 「屋外駐車場」

建物を建てずに駐車場に利用している場合。

#### 「資材置場」

建物を建てずに資材置場として利用している場合。ただし、建物を建てて資材置場などに利用している場合は、「工場・倉庫」とした。

#### 「スポーツ・レジャー用地」

運動場、テニスコート、ゴルフ場、公園など、主にスポーツ・レジャー用として利用している場合。

#### 「その他」

道路や家庭菜園など、建物を建てずに利用している場合で、上記以外の土地。

### ＜利用していない＞

#### 「空き地」

住宅用地・事業用地となっている土地で、特に利用していない土地。

#### 「原野など」

住宅用地・事業用地となっていない土地で、特に利用していない土地（荒れ地・池沼などを含む）。

### ○現住居の所有の有無

現住居を所有しているとは、その世帯の世帯員（世帯主を含む）が名義人となっているもの

をいう（共有名義の場合を含む）。

### ○土地の主たる使用者

世帯が所有している現住居の敷地以外の宅地などを継続的に使用している人又は法人などを行い、次のとおり区分している。

なお、その土地を貸している場合（無償を含む）は、貸している相手方を使用者とした。また、駐車場経営やアパート経営などの場合は、「その他の世帯・法人などが使用」とした。

#### 「自世帯使用」

その世帯の世帯員のいずれかが使用

#### 「住居又は生計を共にしていない配偶者・親などが使用」

住居又は生計をともにしていない配偶者、親、祖父母、子などが使用。

#### 「その他の世帯・法人などが使用」

上記以外の親族（住居又は生計をともにしていない伯父・叔母、甥・姪、兄弟姉妹など）や親族以外の人、会社などの法人が使用。

### ○土地資産額

世帯が所有する個々の土地について、調査期日（調査年の1月1日）現在の地価を推定し、これらを土地面積に乗じて推計したものをいう。